

金融円滑化にかかる基本方針

信金中金は、地域社会の発展と活性化に貢献することを目的として、以下の方針にもとづき、全国の信用金庫とともに、地域の中小企業者等のお客さまに必要な資金を安定的に供給するために、金融の円滑化の実現に取り組んでおります。

1. 取組方針

地域の中小企業者等のお客さまへの安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、全国の信用金庫の店舗の窓口を通じてお客さまに資金供給を行う代理貸付（ ）ならびに信金中金がお客さまに対して行う融資取引につきまして、お客さまより資金需要や債務の弁済にかかる負担の軽減などの貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況を勘案しつつ、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

代理貸付について

代理貸付とは、信金中金が、全国の信用金庫を通じ、信用金庫の取引先である中小企業者等のお客さまにご融資を行う制度です。

信金中金は、借入申込の受付、貸出実行から回収までの業務を信用金庫に委託し、各地域における中小企業者等のお客さまの金融の円滑化に資するべく、信用金庫との連携にもとづき、事業性資金貸付と住宅ローンにより、お客さまの幅広いニーズにお応えするよう制度運営を行っております。

2. 金融円滑化措置の適切な実施に向けた体制整備

信金中金は、上記取組方針を適切に実施するため、理事会において「金融円滑化管理方針」などの重要事項を決議するとともに、金融円滑化管理の実効性確保ならびに適切な金融円滑化にかかる取組みを推進するために以下のような体制整備を図っております。

(1) 金融円滑化管理統括責任者等の設置

金融円滑化管理全般を統括する「金融円滑化管理統括責任者」(営業推進部担当理事)を設置するとともに、かかる業務運営と具体的な対応を統括する「金融円滑化管理責任者」(営業推進部長)を設置しております。

(2) 金融円滑化責任者の設置

営業店長を「金融円滑化責任者」に任命し、本部との緊密な連携による金融円滑化の機能発揮に積極的に取り組んでまいります。

(3) 金融円滑化にかかる相談・苦情受付体制の整備

信金中金は、お客さまからの貸付条件変更等の相談・苦情に適切かつ真摯に対応するために、以下のとおり、貸付条件変更等の相談・苦情にかかる専用受付窓口を設置しております。

【信金中央金庫 営業推進部 相談・苦情専用受付窓口】

T E L : 0 1 2 0 - 6 6 8 - 6 4 6 (フリーダイヤル)

受付時間：平日 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5

3. 信用金庫をはじめとした他の金融機関等との緊密な連携

信金中金は、お客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合などにおきまして、信用金庫をはじめとした他の金融機関ならびに信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じた際には、守秘義務に留意しつつ、お客さまからの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら金融円滑化に努めてまいります。

以 上